

特定建設作業実施届出書

文京区長殿

① 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

② 届出者住所 東京都文京区春日 1-16-21 電話 (3812) 7111

〇〇建設株式会社

氏名 代表取締役 文京 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

③	建設工事の名称	〇〇〇〇ビル建設工事に伴う解体工事			
④	建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	木造2階建一部RC造り			
⑤	特定建設作業の種類 (該当するものに○を付けて下さい)	1. くい打ち(くい抜き)作業	4. 空気圧縮機作業		
		2. びょう打作業	5. コンクリートプラント		
		③ さく岩機作業	6. その他 ()		
⑥	特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ハンドブレイカー 2台 bunn-116 コンプレッサー 1台 kyou-21			
⑦	特定建設作業の場所	文京区春日 3-1-1			
⑧	特定建設作業の実施の期間	自 〇〇年 〇月 〇日	〇〇日間		
		至 〇〇年 〇月 〇日			
⑨	特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
		自 〇〇時	至 〇〇時	日曜日を除く	〇時間
				〇〇日間	〇〇時間
⑩	騒音の防止の方法	防音シートで現場を養生する。 低騒音型の機種を使用する。 近隣に説明しながら作業をすすめる。			
⑪	発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都文京区春日 3-1-1 春日 三郎		電話 (5803) 1260	
⑫	届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	文京 二郎		電話 (3812) 7111	
⑬	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都文京区小石川 6-1-1 株式会社 環境組 代表取締役 小石川 六郎		電話 (1234) 5678	
⑭	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社 環境組 環境 太郎		電話 (1234) 5678	
	※ 受 理 年 月 日				
	※ 審 査 結 果				

備考

- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
- 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。
- 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記載要領

- ① 届出日（届出日と作業開始日を含まず中7日前までに届出）
- ② 元請業者の住所・氏名・電話番号（代理人の場合、代表者の委任状添付）
- ③ 建設工事の名称（「文京ビル新築工事」、「〇〇ビル解体工事」、「路面補修工事」のように具体的な工事名を記入）
- ④ 対象施設・工作物の種類（「鉄筋コンクリート8階建・共同住宅」、「土間・基礎工作物」のように具体的に記入）
- ⑤ 該当する特定建設作業の種類の番号に○印
- ⑥ 使用される機械の種類、機種、台数（使用機械が多い場合は別表にして添付、カタログがあればコピーを添付）
- ⑦ 作業現場の所在地（他区にまたがる場合、各区に届出）
- ⑧ 特定建設作業開始から終了までの期間、日数は作業しない日を含めた延日数
- ⑨ 作業開始時刻、作業終了時刻、期間中作業を行わない日（日曜・休日を除く等）、期間中作業を行わない日を除いた実働日数、1日の実働時間、実働延時間
- ⑩ 防止方法（防音シートで現場を養生する、低騒音型の機種を使用する、近隣に工事内容を説明・連絡しながら作業する等）
- ⑪ 発注者の住所・氏名・電話番号
- ⑫ 元請業者の現場責任者の氏名・電話番号
- ⑬ 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、その氏名（法人にあっては名称及び代表者名）・住所・電話番号
- ⑭ 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、その現場責任者の氏名・電話番号

その他注意事項

- * 1 振動規制法も記入例に準じて記入すること
- * 2 添付書類として
 - ・ 附近見取図
 - ・ 作業工程表（特定建設作業の部分を明記）
 - ・ 使用機器カタログ等
 - ・ 道路使用許可書写し（道路使用許可を受け、夜間、休日に工事を行う場合）
 - ・ 委任状（元請業者以外が届出者となる場合）
- * 3 騒音・振動規制法両方の届出が必要な工事については、振動規制法の添付書類は省略することができる
- * 4 正副2部提出
- * 5 作業期間の延長や、作業方法の変更等を行う場合は、区役所環境政策課に窓口または電話で相談すること